

井上公園水泳場 指定管理者制度 公募に関するQ&A

魅力創造部 スポーツ振興課

	資料名	質問箇所	質問	回答
1	管理運営業務仕様書	P28及び29 B 給排水衛生設備保守点検業務	3 保守点検内容に「貯湯槽」の表記があるが、2 保守点検機器一覧に「貯湯槽」は無い。 「貯湯槽」については、設置されるのか。	貯湯槽は撤去するため、設置されません。 なお、「3 保守点検内容」に記載のある貯湯槽に関する項目は誤記です。当該項目は保守点検の対象外としてください。 仕様書については、当該箇所をガス給湯器の点検に修正します。
2	管理運営業務仕様書	P67 ◆ トレーニング機器について 1 機器の調達	指定管理者が、指定管理期間において、トレーニング機器を自ら選定し、調達することとする。とあるが、調達後、設置日（令和9年4月1日など）の指定はあるのか。	令和9年3月31日 21時までは現行のトレーニング機器を利用できる状態としておく必要があるため、機器の入替作業は原則として同日21時以降に実施していただくことになります。なお、施設利用に支障が生じない範囲であれば、現指定管理者と十分に調整を行った上で、事前の搬入や設置準備を進めていただくことは可能と考えております。